

○射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格の運用

令和6年11月19日決裁

射水市建設工事等の競争入札に参加する者に必要な資格(平成17年射水市告示第119号)第3第1項中「納税状況、工事成績等の関する数値」について、次のとおり定める。

1 市工事成績

定期受付年度の前4年における市建設工事種類別の工事成績(別表1)

2 表彰

定期受付年度の前2年度における国及び県等の建設工事表彰(別表2)

3 業種別技術職員数

経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(別表4において「通知書」という。)に記載された業種別技術職員数(別表3)

4 地域・社会貢献

(1) 除雪業務の受託契約

定期受付年度の前2年度における市との除雪業務の受託契約(別表4)

(2) 消防団協力事業所の認定

射水市消防団協力事業所表示制度実施要綱(平成19年射水市告示第41号)に基づく「消防団協力事業所」の認定(別表5)

(3) 元気とやま！子育て応援企業への登録

元気とやま！子育て応援企業への登録(別表6)

(4) 障がい者雇用

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する障がい者の雇用義務の達成(同項に規定する雇用義務がない場合は同法に規定する障がい者の1人以上の雇用)(別表7)

(5) 保護観察対象者等の雇用

協力雇用主として富山保護観察所に登録し、定時受付年度の前2年度において更生保護法(平成19年法律第88号)第48条に規定する保護観察対象者又は同法第85条に規定する更生緊急保護を受けた者を3月以上雇用した者(同法85条第4項に規定する期間において雇い入れた場合に限る。)(別表8)

(6) 一般事業主行動計画の策定の届出

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定し、富山労働局長に届出をしている者（常時雇用する労働者の数が100人以下の者に限る。）（別表9）

5 信用状況

(1) 営業停止

定期受付年度の前2年度における建設業法（昭和24年法律第100号）等に基づく営業停止（別表10）

(2) 入札参加資格の停止

定期受付年度の前2年度における射水市入札参加資格停止要領（平成18年射水市告示第174号）に基づく入札参加資格停止（別表11）

6 管工事に関する技術者

市上下水道工務課発注の管工事の入札参加資格を得ようとする営業所における技術者数（別表12）

附 則

この運用は、令和7年度の入札参加資格に係る審査から適用する。

(別表1) 市工事成績

平 均 点	配 点
85点以上	60 点
80点以上85点未満	40 点
75点以上80点未満	30 点
70点以上75点未満	20 点
65点以上70点未満	0 点
60点以上65点未満	▲20 点
60点未満	▲40 点

(注) 工事成績が85点以上の工事1件につき10点加算
 工事成績が65点未満の工事1件につき10点減点
 上限は100点

(別表2) 表彰

表彰区分			表彰のランク	配 点
国発注	優良工事表彰		局長表彰	25点
			事務所長表彰	15点
	安全管理優良受注者表彰		局長表彰	25点
県、市又は 土地改良区 発注	建設優良工事表彰	本庁表彰	知事賞	25点
			部長賞	20点
		企業局表彰	公営企業管理者賞	20点
		土木センター管内 協議会又は農林振 興センター表彰	最優秀賞	20点
			優秀賞	15点
			良賞	10点

(注) 各業種の上限は50点

(別表3) 業種別技術職員数

区 分	配 点
1級技術者	3 点／1 人
2級技術者	2 点／1 人
その他技術者	1 点／1 人

(注) 上限は30点

(別表4) 除雪業務の受託契約

区 分	配 点
除雪機械及びオペレーターの提供	20点／1台・1人
オペレーターの提供	10点／1人

(注) 業種ごとの技術職員数により按分
 按分後の各業種の上限は70点

(別表5) 消防団協力事業所の認定

区 分	配 点
有 り	10 点

(別表6) 元気とやま！子育て応援企業への登録

区 分	配 点
有 り	10 点

(別表7) 障がい者雇用

区 分	配 点
(雇用義務有り) 法定雇用率の達成	10 点
(雇用義務無し) 障がい者1人以上の雇用	10 点

(注) 市内の営業所に常時雇用している者に限る

(別表8) 保護観察対象者等の雇用

区 分	配 点
有 り	10 点

(別表9) 一般事業主行動計画の策定の届出

区 分	配 点
有 り	10 点

(別表10) 営業停止

区 分	配 点
有 り	▲50 点

(別表11) 入札参加資格の停止

区 分	配 点
書面又は口頭による警告・注意	▲10 点
1 回の停止期間 1 か月以内	▲20 点
1 回の停止期間 2 か月以内	▲30 点
1 回の停止期間 3 か月以内	▲40 点
1 回の停止期間 3 か月超	▲50 点

(別表 12) 管工事に関する技術者

区 分	配 点			
	25 点	20 点	15 点	10 点
配水管技能者又は配管技士 (大口径管)	4 人以上	3 人	2 人	1 人